

南 関 町 庁 舎 等 建 設 基 本 計 画 書

---

2017年10月

## はじめに

南関町役場庁舎は、昭和41年に建設され、築51年が経過しています。平成元年に一部増改築を行っていますが、昭和41年建設部分については老朽化が進んでおり、平成24年の耐震診断では、耐震補強が不可能であり、建替えが必要との結果が出ています。

また、役場庁舎に隣接する南関町公民館は昭和52年に建設され、築40年が経過しており、事務所部分は補強により耐震基準を満たすものの、ホール部分は補強ができないという診断結果となっています。

平成28年4月14日、16日に2度の震度7を記録した熊本地震では、上益城郡や熊本市を中心にこれまで経験したことがない甚大な被害をもたらしました。幸いにも本町役場庁舎等においては大きな被害は確認されませんでした。しかしながら、今後も想定される大地震において、行政機能を維持し、町民の生命と財産を守るための防災拠点の役割を果たすには大きな不安が残ります。

また、業務の多様化や事務機構の変更、電算化に伴う情報機器類の増加により執務スペースが不足しており、町民サービスと利便性の確保が課題となっています。

庁舎等建設に向けた取り組みとして、町では、平成25年に町職員による「役場庁舎等耐震化対策事前検討委員会」を設置し、役場庁舎及び町公民館の整備等について検討し、その後、平成26年度に「南関町庁舎等建設検討委員会」を設置し、町民の代表等から意見を聴取するなど検討を重ね、平成28年1月に町長に対し「南関町庁舎等建設に関する提言」を提出しました。提出を受け、町職員で構成した「南関町庁舎等建設庁内プロジェクトチーム」と町民代表等で構成する「南関町庁舎等建設委員会」を設置し、基本方針や庁舎建設地、施設計画について十分な議論を行い、庁舎移転先を旧南関高校に決定するとともに、平成29年3月に「南関町庁舎等整備基本構想」を策定しました。基本構想において、主な決定事項を下記に示します。

- ①旧南関高校の校舎を最大限に活用した庁舎づくり
- ②コンパクトシティ構想に基づいたまちづくりの拠点となる庁舎づくり
- ③防災広場をはじめとした防災機能を強化した庁舎づくり
- ④アクセス道路の取付位置は、田町中央線と関町中央線の交差する部分とする
- ⑤既存校舎を活用した生涯学習機能の付加

本基本計画は、これまでの庁舎等建設における基本的な考え方を元に、南関町が目指す庁舎像を明らかにするものであり、今後策定される、基本設計、実施設計において、より詳細な検討と設計を行う際の指針となるものです。今後は住民の皆様から御意見をいただき、未来に誇れるまちづくりを目指していきます。

# 基本計画書 目次（案）

## はじめに

### 第1章 現庁舎の課題と新庁舎等整備の必要性

1-1 . 役場庁舎と周辺施設の概要	.....	01
1-2 . 役場庁舎等の現状と課題	.....	01、02
1-3 . 新庁舎建設の必要性	.....	03

### 第2章 新庁舎の基本理念

2-1 . 新庁舎整備の基本理念	.....	04
2-2 . これまでの検討経緯	.....	05
2-3 . 上位計画・関連計画の整理	.....	05

### 第3章 新庁舎の基本方針と具体的な機能

3-1 . 新庁舎の基本方針	.....	06
3-2 . 新庁舎の具体的な機能	.....	07～11
災害対策，セキュリティ計画，町民交流，駐車場，バリアフリー， サイン計画，複合化，環境配慮，地場産材利用等		

### 第4章 新庁舎の位置及び規模、配置計画

01 . 新庁舎等の位置、概要	.....	12
02 . 旧南関高校概要	.....	13、14
03 . 新庁舎等の規模	.....	15
04 . 配置計画	.....	16
05 . 平面計画	.....	17～20
06 . デザインの方針	.....	21
07 . 法チェック	.....	22、23

### 第5章 新庁舎整備の事業計画

01 . 事業スケジュール	.....	24
---------------	-------	----

## 第1章 現庁舎の課題と新庁舎等整備の必要性

### 1-1. 役場庁舎と周辺施設の概要

#### (1) 役場庁舎

役場庁舎は、昭和41年に建設され、平成元年に内装の改修及び一部増築を行なっています。その後、平成4年に電算室、平成13年に書庫を増築し、平成22年にエレベーターを増設しています。



役場庁舎外観写真

#### (2) 南関町公民館

公民館は、昭和52年に建設され、公民館棟（事務室、会議室、調理実習室、視聴覚室）と大集会室（ホール）があります。役場庁舎とは渡り廊下で繋がっています。



公民館庁舎外観写真

#### (3) 南関町保健センター

保健センターは、昭和63年に建設され、保健センター事業（各種検診、母子保健、健康相談等）と地域包括支援センター事業（高齢者の相談窓口、介護予防、ケアプランの作成等）を行っています。



保健センター外観写真

#### ○施設概要一覧表

	建設年	構造	階数	延床面積 (㎡)	耐震 診断	I s 値	備考
南関町役場	S41	RC	2	2,585.6	H24 済	0.2 (1F)	
南関町公民館	S52	RC	2	1,442.0	H24 済	公民館： 0.37 ホール： 0.22	
南関町保健センター	S63	RC	1	504.8	-	-	

RC：鉄筋コンクリート構造

I s 値：構造耐震指標 0.7を下回ると耐震補強の必要性があると判断されます

### 1-2. 役場庁舎等の現状と課題

#### (1) 役場庁舎

役場庁舎は鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積は2,585.6㎡です。1階には、税務住民課、福祉課、会計課、まちづくり課、農業委員会、経済課、建設課があり、2階は総務課、議会事務局、議場、会議室等があります。現在の役場庁舎には、特別職2人、職員103人、再任用・非常勤職員等が13人の計118人が勤務しており、1人当たりの床面積は21.9㎡と総務省地方起債基準23.9㎡より狭く、住民の待合スペースも狭く、人がスムーズに通れない状況です。また、建設から50年が経過しており、平成24年に実施した耐震診断において、構造耐震指標は1階部分が平均で0.20であり、耐震判断指標0.70を大きく下回っており、強度が低すぎるため補強方法がなく、建替えが必要という診断結果が出ています。

#### (2) 南関町公民館

公民館は鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積は1,442㎡です。1階には、教育課、調理実習室、ホールがあり、2階には視聴覚室、会議室等があります。現在は、特別職1人、職員12人、非常勤職員等3人の計16人が勤務しており、1人当たりの床面積は90.1㎡と会議室やホールがあるため広いが、執務スペースは狭く、書庫等も不足しています。

建設から39年が経過しており、平成24年に実施した耐震診断では、公民館棟は、東西方向からの揺れに対する耐震指標が1階部分で0.37となり、耐震補強が必要と判断が出ています。

また、ホールは、1階部分が平均0.22とかなり低く、構造上、補強方法が無いことから建替えが必要という診断結果が出ています。

#### (3) 南関町保健センター

保健センターは、昭和63年に建設され、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は、約504㎡です。現在は、職員7人、非常勤職員等7人の計14人が勤務しています。新耐震（昭和56年）基準以降の建物であるため、耐震診断は行っていませんが、役場庁舎とは約2km離れており、窓口業務もあることから、ワンストップサービスができていないのが現状です。





### 1-3. 新庁舎建設の必要性

役場庁舎は、町政全般にわたる行政の拠点であり、行政サービスの提供はもちろんのこと、防災の中核拠点やまちづくりとしての交流拠点でもあります。

しかし、建設から50年が経過し、減価償却資産の法定耐用年数に達しており、執務スペースや窓口スペースの不足が生じ、町民サービスや行政効率の低下を招く要因となっています。

さらに、平成28年4月の熊本地震では、幸いにも役場庁舎に深刻な被害は無かったものの、震源地に近い市町村の官公庁施設は大きな被害を受け、防災拠点としての機能が果たせなかった事例も多くあります。現在の役場庁舎は災害応急対策活動に必要とされる耐震強度を有していません。

このように、スペース不足による機能的な課題や耐震性の課題など、ハード面の限界がきており、これ以上人的な努力における対応では行政効率や住民サービスの向上が見込めない状況です。今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも、公民館（ホールを除く）と保健センター機能を集約した新庁舎の建設が必要です。



耐用年数が過ぎ耐震性の課題が残る既存庁舎



駐車スペースの不足



窓口と待合機能の狭小化



書庫の不足による執務スペースの圧迫

#### ○防災拠点として相応しい耐震強度の確保が必要

- ・災害に対して町民の安全・安心を確保するため、新庁舎は震災時でも倒壊しない耐震性能を有する施設としなければなりません。また、万一の災害に見舞われた時は、迅速で適切な指揮を執る災害対策拠点として機能する必要があるため、高い耐震性と防災施設機能を備える必要があります。

#### ○人にやさしい庁舎としてハード面や老朽化への対応

- ・執務や窓口スペースを十分確保し、町民サービスや行政効率の向上を図る必要があります。
- ・人にやさしい庁舎とするために構造体や設備の老朽化対策が必要です。
- ・ユニバーサルデザインなど機能面での課題に適切に対応していかなければなりません。

#### ○町民サービスなどの多様な行政ニーズへの対応

- ・ワンストップサービスを目指して、行政サービスの向上を図る必要があります。
- ・来庁者をはじめ、職員など全ての人にとって利用しやすく、町政に関する様々な情報に触れあえる親しみやすい庁舎としていく必要があります。

#### ○まちづくりの拠点として役場庁舎の整備

- ・関町商店街、旧南関高校をはじめ、南関町のコンパクトシティ構想において中核を担う施設として賑わいを生み出す庁舎としていく必要があります。

#### ○環境に配慮した役場庁舎の整備

- ・現役場庁舎は設備機器の老朽化・更新の時期を迎えています。新庁舎では、ZEB化を目指し、省エネ機器の採用や自然エネルギーの積極的な活用等、環境に配慮することが求められます。

ZEB化：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略。

エネルギー消費量を最小まで削減し、太陽光発電等の自然エネルギーにより自給する建物のことをいいます。



## 第2章 新庁舎の基本方針

### 2-1. 新庁舎整備の基本理念

基本構想から、役場庁舎整備における基本理念1～5を次のように定めます。

基本理念1	安全・安心な防災拠点となる庁舎
基本理念2	人にやさしく利用しやすい親しみのある庁舎
基本理念3	まちづくりの拠点・まちのシンボルとなる庁舎
基本理念4	機能的で柔軟性のある庁舎
基本理念5	環境に配慮した庁舎

以上、5つの基本理念を元に基本方針をはじめとした基本計画を策定いたします。



## 2-2. これまでの検討経緯

庁舎整備に係る検討経緯を整理すると次のようになります。

年度	内容
平成24年度	○庁舎耐震診断を実施 ・耐震診断にて役場庁舎の1階のI <sub>s</sub> 値平均0.2で0.7を下回り、強度が低すぎるため建て替えが必要との診断結果 ・耐震診断にて公民館の1階のI <sub>s</sub> 値平均0.22で0.7を下回る構造上、補強方法がなく、建て替えが必要との診断結果
平成25年度	○町職員で構成する「役場庁舎等耐震化対策事前検討委員会」を設置
平成26年度 }	○町民代表等で構成する「南関町庁舎等建設検討委員会」を設置 (委員数10名)
平成27年度	移転か建て替えについて審議 平成28年1月に町長に対し「南関町庁舎等建設に関する提言」を提出
平成28年度	○副町長、教育長、所属長等で構成する「南関町庁舎等建設庁内プロジェクトチーム」を設置 (委員数11名) ・基本方針、基本構想、機能、施設計画の案を検討 ○町民代表等で構成する「南関町庁舎等建設委員会」を設置 (委員数19名) 第1回～第3回まで開催 基本方針、基本構想策定、機能、施設計画に関する審議 ○平成29年3月に「南関町庁舎等整備基本構想」を策定、公表 ・庁舎移転先を南関高校跡に決定
平成29年度	○「南関町庁舎等建設基本計画及び基本設計業務プロポーザル」を実施

## 2-3. 上位計画、関連計画の整理

基本計画策定にあたり、関連する上位計画、関連計画を整理します。

上位・関連計画	理念・方針	庁舎整備に係る事項
南関町総合振興計画 第5次基本構想 基本計画  (平成28年2月)	「住民と行政による協働のまちづくり」を基本理念とした今後3年で取組むまちづくりの指針	<重点施策など> ・ユニバーサルデザインの導入 ・新エネルギーの導入 ・省エネルギーの推進 ・マイナンバー管理の厳正化 ・行政サービスの質確保・向上 ・耐震により建替えが必要となっている庁舎の検討
南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略  (平成28年2月)	人口ビジョンで示した4つのめざすべき方向性を柱として本町の自立的で持続的な発展を目指し、人口ビジョン達成に向けて5カ年間取り組む	・孟宗竹の活用 ・コンパクトシティの形成 ・乗り合いタクシーの導入 ・災害に強いまちづくり
南関町人口ビジョン  (平成28年2月)	基本目標を4つ掲げ、今後本町がめざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示	・2060年将来人口展望 7,500人
南関町庁舎等整備 基本構想  (平成29年3月)	基本理念を5つ掲げ、庁舎等整備の基本的な考え方を示したもの	・安心・安全な防災拠点 ・利用しやすく親しみやすい快適な庁舎 ・まちづくりの拠点シンボルとなる庁舎 ・環境に配慮した庁舎
南関町公共施設・公共工事等木材利用促進基本方針	低層の公共施設は原則木造とする。	・町等工事で整備する公共施設(庁舎) ・木質化が可能な床、壁等については木質化を推進

### 第3章 新庁舎の具体的な方針と機能

#### 3-1. 新庁舎の基本方針

##### 基本理念1 安全・安心な防災拠点となる庁舎

- 1-1. 災害等に耐えうる庁舎の整備  
耐震構造、地震、火災、浸水対策について
- 1-2. 災害対策機能の確保  
万全な危機管理、災害対策機能、備蓄について
- 1-3. 設備における災害時のバックアップシステム  
非常用電源、給排水設備、情報収集システム
- 1-4. セキュリティ対策の強化  
セキュリティゾーニングの確立、防犯対策の強化について

##### 基本理念2 人にやさしく利用しやすい親しみのある庁舎

- 2-1. 町民窓口機能の集約  
窓口部門のワンフロア化、待合スペースの充実
- 2-2. プライバシーの確保と相談機能の充実  
カウンター、相談室について
- 2-3. ユニバーサルデザインを取り入れた空間整備  
移動空間、段差処理、トイレ、サイン計画について
- 2-4. 誰もが利用しやすい場の整備  
たまり空間、談話室、授乳室、キッズスペース等について
- 2-5. 利用しやすい駐車場等の整備  
駐車場計画について
- 2-6. 地場産の木材、竹を利用した優しい空間づくり  
内装計画、地場産材の利用について

##### 基本理念3 まちづくりの拠点・まちのシンボルとなる庁舎

- 3-1. 町民の参画と協働の醸成  
情報提供機能、町民交流について
- 3-2. 町民に開かれた議場の整備  
議場諸室の配置、空間構成、設備について
- 3-3. 町民が誇れる外観の整備  
旧南関高校や周辺環境との調和、町のシンボルとしてのイメージについて
- 3-4. 既存施設を活用した生涯学習機能  
既存施設を活用した生涯学習機能の検討

##### 基本理念4 機能的で柔軟性のある庁舎

- 4-1. 機能的かつ効率的な執務室  
将来の変更に柔軟性のある執務室について
- 4-2. ライフサイクルコストを考慮した庁舎  
維持管理・更新のしやすさ、清掃等がしやすい工夫

##### 基本理念5 環境に配慮した庁舎

- 5-1. 自然エネルギーの活用  
太陽光発電設備の検討、雨水、井水等自然エネルギーの活用
- 5-2. 省エネルギー技術の導入・環境負荷の低減  
断熱性能の向上、日射遮蔽、照明のLED化、節水型機器の採用



## 01. 新庁舎の機能

### 基本理念1 安全・安心な防災拠点となる庁舎

#### 1-1. 災害等に耐えうる庁舎の整備

(耐震構造)

・増築棟（新棟）は、大地震にも耐えうる十分な耐震性能を備えた建物構造とします。耐震安全性の目標を「Ⅰ類」とすることにより、通常設計の1.5倍の地震力に対して安全を確認するため「大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている」建築物となります。

一方、既存南関高校管理棟・校舎棟は、平成15年に行われた耐震診断において、全ての階において目標耐震性能に達しており、所要の耐震性能が確保されていることから、補強は不要との結論がでています。この結果から、既存管理棟・校舎棟の構造体は壊さない前提で計画することとします。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(地震対策)

・地震発生時の天井材の落下や、什器等の転倒がないよう、非構造部材の対策を行います。

(火災対策)

・建築基準法に準拠した適切な耐火性能を確保するとともに、火災発生時の避難しやすい動線を確保します。

(浸水対策)

・ハザードマップでは、旧南関高校の一部（現プール周辺）は0.5～1m未満の浸水想定区域となっています。浸水しない適切な地盤レベルと、適切な雨水排水計画となるよう検討します。

(南関町ハザードマップは、およそ100年に1度の大雨である2日間総雨量530mmを想定しています。九州北部豪雨における朝倉地域の24時間雨量は545.5mm(気象研究所 参照)となっています。)

・町長室や総務課、庁議室（災害対策本部）、電算室などは2階に設けます。

#### 1-2. 災害対策機能の確保 ※関係課との協議が必要

(万全な危機管理・災害対策機能の確保)

・災害時の迅速かつ確実な指揮命令を可能にするため、災害対策本部室（庁議室）を設置し、必要な通信システムの整備を図ります。平常時は庁議室として活用し、日常的に利用することで、非常時にも迅速な対応が可能な施設とします。

(災害応急対策機能の充実)

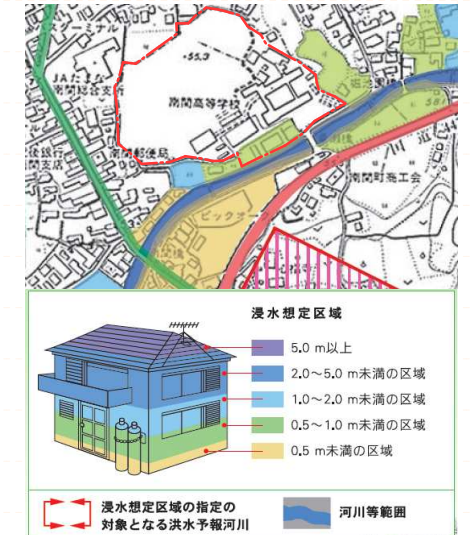
・災害時や緊急時における職員の24時間対応に配慮し、休養室やシャワー室を設けるなど、職員の災害応急活動を支える機能を確保します。

(防災公園及び駐車場の整備)

・旧南関高校内の敷地には防災公園を設け、緊急時のヘリポート設置を庁舎整備と並行して検討していきます。また、災害時に駐車場も広く活用できるようまとまった配置とすることにより、被災者の受け入れや車中泊対応、仮設テント、備蓄スペース、仮設住宅の建設スペース等に利用しやすい配置計画とします。

(備蓄機能の確保)

・支援物資の供給が途絶える事態も想定し、災害応急対策活動のための職員及び万一の住民の緊急避難のための水・食料・毛布等を補完する備蓄スペースを設けます。



ハザードマップ



庁議室の例

1-3. 設備における災害時のバックアップシステム

(信頼性の高い災害バックアップシステムの構築)

- ・災害発生から復興期まで確実に業務継続が可能な信頼性の高い庁舎とするために、ライフラインの多重化と自然エネルギーを活用した「災害バックアップシステム」を構築します。

(非常用電源)

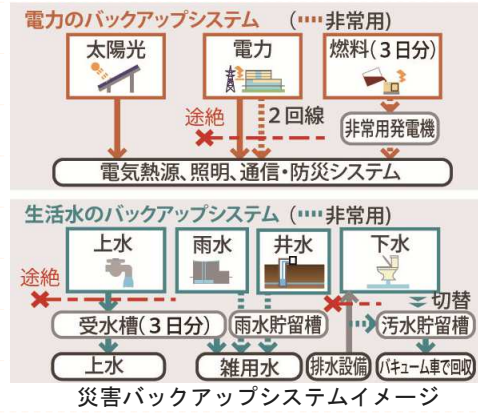
- ・災害対策拠点として非常用発電設備は72時間対応できる計画とします。

(給排水設備)

- ・水道や下水道インフラ断絶に備え、容量3日分の受水槽の設置や中水利用、下水道管に直結した災害用マンホールトイレの導入を検討します。

(情報収集伝達システム) ※関係課との協議が必要

- ・重要通信機器等における電源の多重化や無停電電源装置による対策の検討を行います。



1-4. セキュリティ対策の強化

(セキュリティのゾーニング) ※関係課との協議が必要

- ・来庁者が利用するゾーンと職員専用ゾーンを明確に区分し、セキュリティに配慮したゾーニング・動線計画とします。  
電算室や書庫など、職員専用ゾーンについては、テンキー方式等による施錠システムを検討し、情報管理を徹底します。

(執務室のセキュリティ) ※関係課との協議が必要

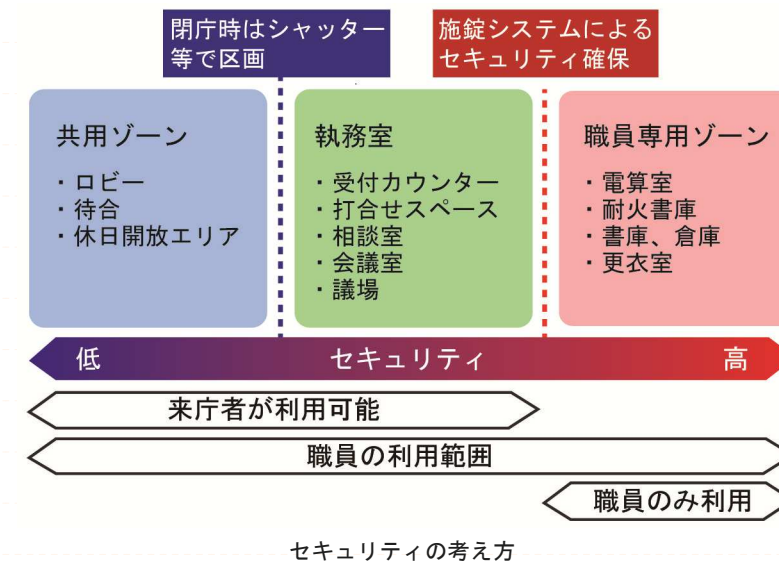
- ・執務室は、事務机の書類等が受付から見えないよう、カウンターとの間に書棚やキャビネットを設けるなど、レイアウトを工夫します。

(入退室管理) ※関係課との協議が必要

- ・敷地内や庁舎内に防犯カメラや出入り口等のセキュリティシステムを設置し、防犯・警備機能を確保します。

(守衛室) ※関係課との協議が必要

- ・夜間や休日利用者のための守衛室を設け、防犯性に配慮した計画とします。





2-1. 町民窓口機能の集約

- 行政手続きをスムーズに行えるよう窓口を集約し、来庁者の移動による負担軽減と、迅速な行政サービスの提供、ワンストップサービスを図ります。また、社会福祉協議会の移転についても基本設計時に検討・協議を行います。



明るく見通しの良い窓口の例  
(八千代庁舎)

2-2. プライバシーの確保と相談機能の充実

- 町民のプライバシーに配慮した窓口カウンターや相談室を設置します。



周辺の視線に配慮した窓口の例  
(瀬戸市庁舎)

2-3. ユニバーサルデザインを取り入れた機能の整備

- ユニバーサルデザインを徹底し、誰もが使いやすい庁舎とします。授乳室やオストメイト（人工肛門用）対応の多機能トイレ等を整備します。待合やトイレ等の空間にゆとりを持たせ居心地の良い空間を提供します。



車いす対応カウンターの設置



オストメイト対応の多機能トイレの例  
(日本オストミー協会熊本県支部より参照)



わかりやすいサイン計画の例

※オストメイト (ostomate) : 人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人を言います。

2-4. 誰もが利用しやすい空間の整備

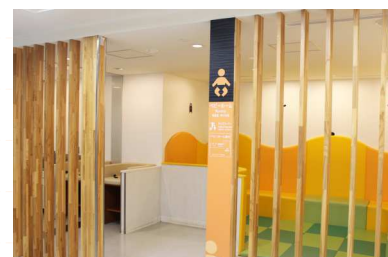
- 町民が気軽に立ち寄り交流を深めるためのゆとりのあるエントランスホールや談話室、授乳室、キッズスペース等を備えます。



明るく開放的な玄関ホールの例



授乳室の例



キッズスペース、オムツ替えの例

2-5. 利用しやすい駐車場等の整備

- 駐車場や駐輪場などの周辺整備にも配慮し、来庁者にやさしく、利便性の良い計画とします。敷地入口から庁舎入口までは歩道を整備することにより歩車道分離を図ります。また、乗合タクシーをはじめとした公共交通の動線についても検討を行い、雨に濡れない玄関庇を設置します。



公共交通動線も考慮した例  
(真庭市落合総合センター)



雨に濡れない車寄せの例



乗合タクシーの例  
(五城目町役場ウェブ引用)

2-6. 地場産の木材、竹を利用した優しい空間づくり

- 「南関町公共施設・公共工事等木材利用促進基本方針」に基づき木造の庁舎を検討します。
- 町内あるいは、近隣地域で生産または製造された地域産資材を優先的に使用した地産地消を推進します。
- 地場産の木材や竹材を利用した内装計画により、木の温かみや香りがする空間づくりを行い、人々に愛される庁舎を目指します。
- 作り付け家具や什器は地元の木加工製品や竹加工製品を使用することで、将来のメンテナンスを踏まえた計画とします。



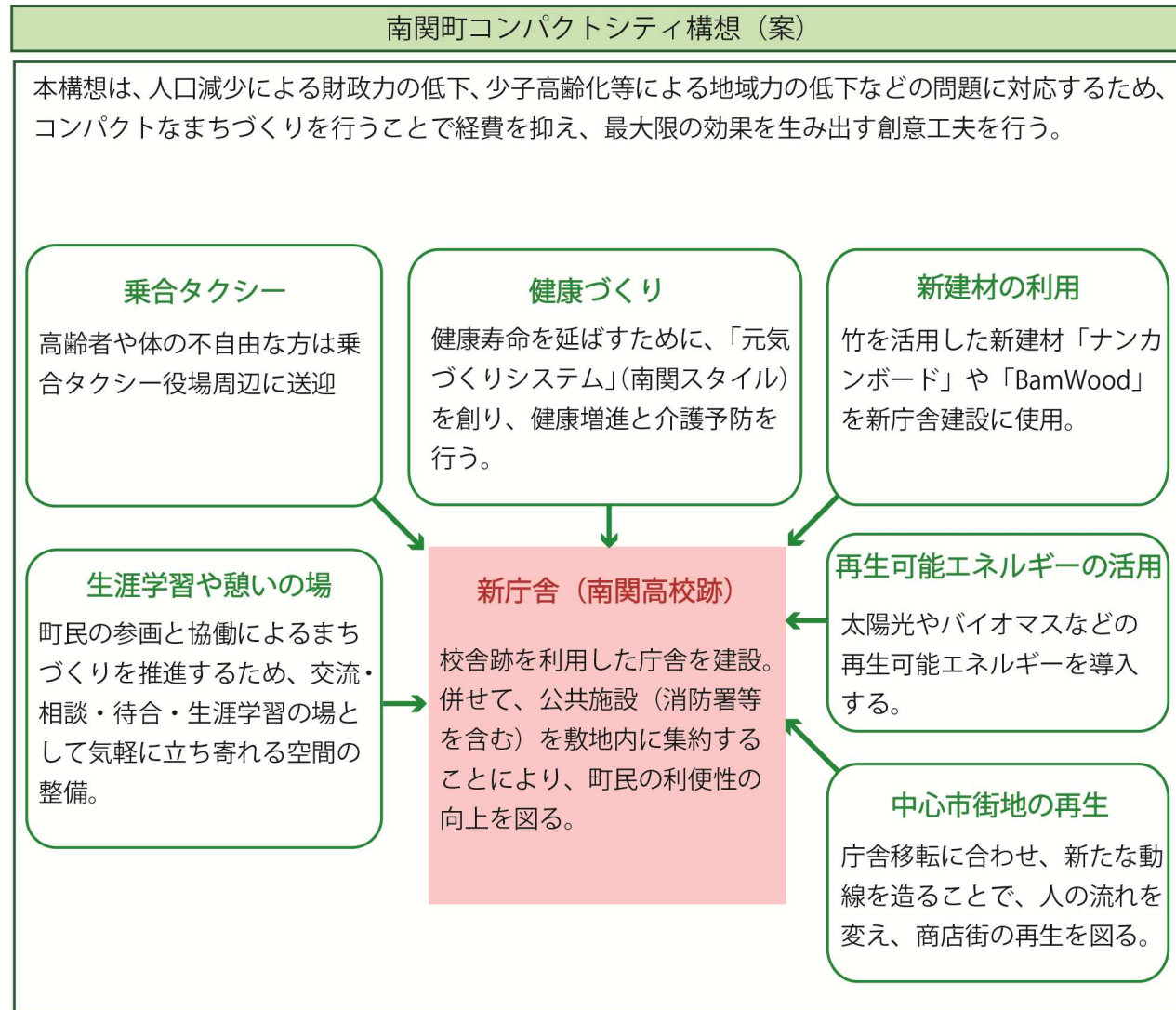
木造庁舎の例 (南小国町役場)



南関産の竹を利用した建材の例



- ・南関町コンパクトシティ構想（案）に基づきまちづくりの拠点・町のシンボルとなる庁舎づくりを行います。

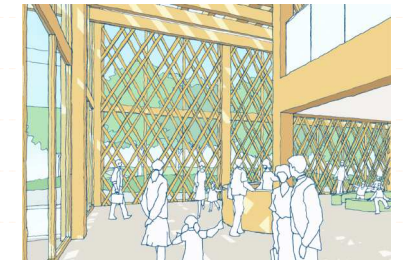


### 3-1. 町民の参画と協働の醸成

- ・まちづくりの核として、旧南関高校、商店街、周辺公共施設を含め、町全体ににぎわいの場を作り出すため、敷地には、商店街からの取付道路を整備するとともに3つの広場を設けることにより、にぎわいの場を創ります。防災広場は災害時の対応だけでなくイベントと連携が取れる配置とし、健康ふれあい広場は生涯学習機能との連携や周辺福祉施設と連動した配置、桜広場は、既存の桜並木の景色を取り入れた配置とします。
- ・町民の参画と協働のまちづくりを推進するために、ロビー空間等を活用しながら町民が多目的に活用できる庁舎を整備します。



まちづくりの拠点イメージ



町民に開かれた交流スペースのイメージ

### 3-2. 町民に開かれた議場の整備

- ・町民に身近な議会として、音響効果や空間構成、仕上げ設備など傍聴しやすい機能の整備を行います。
- ・議会用の独立した動線及び議会諸室配置を計画し、適切な規模で機能的な配置となるよう検討します。



傍聴しやすい議場のイメージ

### 3-3. 町民が誇れる外観の整備

- ・南関町の歴史や文化を取り込み未来に誇れる外観デザインを検討します。旧南関高校校舎との調和を図りつつも、新しい町のシンボルに相応しい庁舎づくりを目指します。



旧南関高校正門の風景

### 3-4. 既存施設を活用した生涯学習機能

- ・旧南関高校の家庭科棟、工芸実習棟、礼法室、会議室等を活用した生涯学習機能を含めたまちづくりの拠点となるよう整備を行います。調理実習室では料理教室、被服室では、出前講座や文化芸術活動を行い、礼法室では茶道教室、会議室では、団体の会議や講演会などを開催できるような空間づくりを行います。



既存家庭科室内部

## 基本理念4 機能的で柔軟性のある庁舎

### 4-1. 機能的かつ効率的な執務室

- ・将来的な事務機構改革に対応できる柔軟性のある執務空間を整備し、効率的かつ効果的に行政サービスを提供するための快適な職場環境を整備します。
- ・執務空間は、柱がない大空間とし、耐力壁は外周部に配置することにより、将来の組織変更等に柔軟な対応が行える計画とします。
- ・将来の増築や改修に備え、増築方向への敷地の確保、設備幹線ルートを予め準備します。
- ・機器や座席の配置変更に対応しやすいよう執務室は0 Aフロアを検討します。

### 4-2. ライフサイクルコストを考慮した庁舎

- ・シンプルでコンパクトな庁舎とし、建設費や維持管理費を極力抑えます。
- ・採用する資材や設備は機能的で汎用性のあるものとし、将来の修繕や交換時の対応のしやすさに配慮します。
- ・地元産材を積極的に活用することで、メンテナンスや更新が図りやすい計画とします。

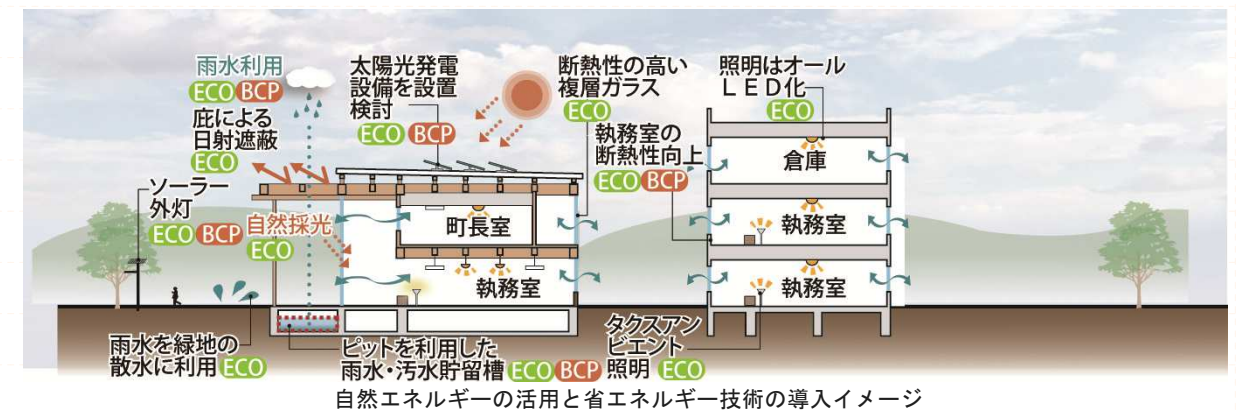
## 基本理念5 環境に配慮した庁舎

### 5-1. 自然エネルギーの活用

- ・自然エネルギーの積極的な利用を行うエコ庁舎を目指します。太陽光発電、雨水利用、井戸水利用など自然エネルギーを積極的な活用し、ランニングコストの削減と災害時のバックアップを両立する計画とします。
- ・バイオマスをはじめとした再生可能エネルギーについても導入を検討します。

### 5-2. 省エネルギー技術の導入・環境負荷の低減

- ・省エネルギーに配慮した庁舎として建築的には、外壁・屋根・サッシ・ガラスの断熱性能の向上を図ります。複層ガラスの採用や、庇による日射遮蔽を行います。
- ・設備的な工夫として、施設の照明はすべてLED化を行い、節水型機器の採用や高効率型の空調設備を採用するなど環境負荷の低減を図ります。





# 第4章 新庁舎の位置及び規模、配置平面計画

## 4-1. 新庁舎の位置、敷地概要

1 敷地概要	建物名称	南関町庁舎	2 付近見取図	
	建物用途	庁舎(事務所)		
	建設場所	熊本県玉名郡南関町関64(旧南関高校跡)		
	敷地面積	約35,000㎡		
	区域区分	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
	用途地域	指定なし(指定容積率-% 指定建蔽率-%)		
	容積率	容積率-% <input type="checkbox"/> 道路幅規制 <input type="checkbox"/> 法52条9項適用 <input type="checkbox"/> その他		
	建蔽率	建蔽率-% <input type="checkbox"/> 角地(同等) <input type="checkbox"/> その他		
	防火地域	<input checked="" type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域		
	外壁後退	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( m ) <input type="checkbox"/> その他( m )		
	最高高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( m )		
	最低敷地面積	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( ㎡ )		
	高度地区	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 指定有 <input type="checkbox"/> 第 種 m <input type="checkbox"/> ( ) 限度 m		
	斜線制限	<input type="checkbox"/> 道路斜線 <input type="checkbox"/> 隣地斜線 <input type="checkbox"/> 北側斜線		
	日影規制	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 規制値( m・H/H )		
	その他地区・区域	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 特別用途地区( ) <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 流通業務地区 <input type="checkbox"/> 高度利用地区 <input type="checkbox"/> 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 地区計画( ) : 適合通知( ) <input type="checkbox"/> 臨港地区( ) : <input type="checkbox"/> 許可等済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 臨港地区( ) : <input type="checkbox"/> 許可等済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 建築協定区域 : <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 駐車場附置義務( ) <input type="checkbox"/> 駐車場附置義務( ) <input type="checkbox"/> 屋外広告物条例( ) : <input type="checkbox"/> 許可等済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> その他( )		
		市街地開発事業		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他( )
		土壌汚染		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( <input checked="" type="checkbox"/> 要協議・調査 )
		都市計画施設		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 計画決定(許可 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要) <input type="checkbox"/> 事業決定 <input type="checkbox"/> 事業済
		開発行為		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 協議中( <input type="checkbox"/> 許可有 <input type="checkbox"/> 検査済証有 <input type="checkbox"/> 不要証明有 <input type="checkbox"/> 不要協議済 )
道路種別 ※都市計画区域でないため、 接道は不要		<input type="checkbox"/> 42条第1項( )号(幅員: m)		
		<input type="checkbox"/> 42条第1項( )号(幅員: m)		
		<input type="checkbox"/> 42条第1項5号(幅員: m)(指定番号: )(指定年月日: )		
		<input type="checkbox"/> 42条第2項 <input type="checkbox"/> 43条ただし書き道路(許可番号: )(許可年月日: ) <input type="checkbox"/> その他の道路等( )		
下水道		公共下水道処理区域( <input checked="" type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外) <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲み取り		
紛争条例等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( <input type="checkbox"/> 中高層 <input type="checkbox"/> ワンルーム <input type="checkbox"/> 自動車保管場所 )			

※行政協議は随時行うものとする

○敷地周辺航空写真





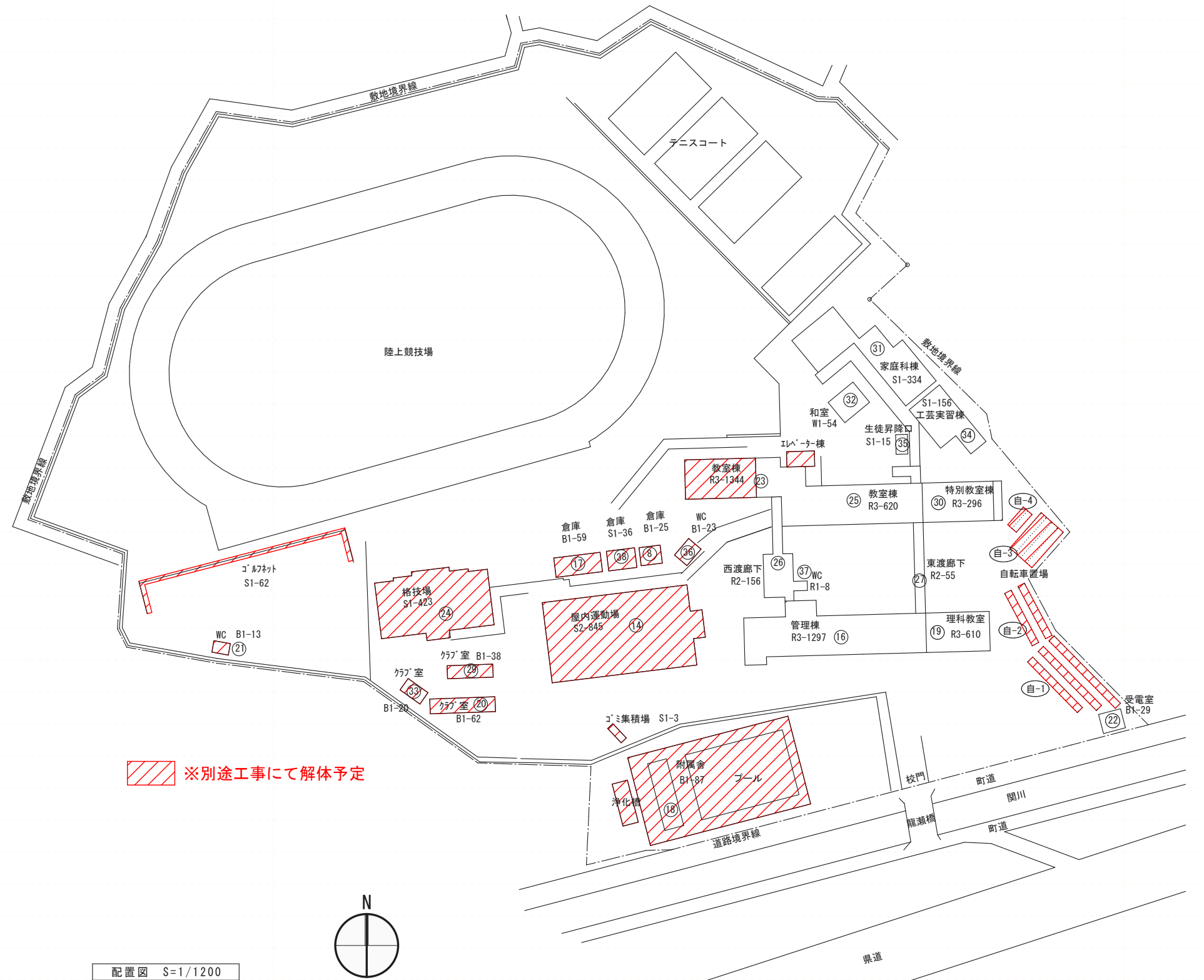
## 4-2. 旧南関高校

庁舎建設時の建物の状況は次のようになります。

建物名称	建設年	構造	階数	延床面積	備考
⑬ 管理棟	S 4 7	R C	3	1,297 m <sup>2</sup>	
⑲ 理科教室棟	S 5 0	R C	3	610 m <sup>2</sup>	
⑳ 教室棟	S 5 1 ~ 5 3	R C	3	1,344 m <sup>2</sup>	
㉑ E V , W C		S	2	68 m <sup>2</sup>	
㉒ 教室棟		R C	3	620 m <sup>2</sup>	
㉓ 特別教室棟		R C	3	296 m <sup>2</sup>	
㉔ 西渡り廊下		R C	2	156 m <sup>2</sup>	
㉕ W C		R C	1	8 m <sup>2</sup>	
㉖ 東渡り廊下		R C	2	55 m <sup>2</sup>	
㉗ 工芸実習棟		S	1	156 m <sup>2</sup>	
㉘ 家庭科棟		S	1	334 m <sup>2</sup>	
㉙ 和室		W	1	54 m <sup>2</sup>	
㉚ 生徒昇降口		S	1	15 m <sup>2</sup>	
㉛ 受電室		B	1	29 m <sup>2</sup>	
<del>㉜ 屋内運動場</del>	<del>S</del>	<del>2</del>	<del>845 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㉝ 倉庫</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>59 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㉞ 倉庫</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>36 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㉟ 倉庫</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>25 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊱ 附属舎</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>87 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>プール</del>	<del>R C</del>	<del>1</del>	<del>- m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊲ 格技場</del>	<del>S</del>	<del>1</del>	<del>423 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊳ クラブ室</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>62 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊴ クラブ室</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>38 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊵ クラブ室</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>20 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊶ W C</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>13 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
<del>㊷ W C</del>	<del>B</del>	<del>1</del>	<del>23 m<sup>2</sup></del>	<del>※別途解体</del>	
合計				- m <sup>2</sup>	

※ R C : 鉄筋コンクリート構造、S : 鉄骨造、W : 木造、B : コンクリートブロック造

※番号は文科省台帳の番号を参照





○旧南関高校の現況写真



A 正門から管理棟を見る



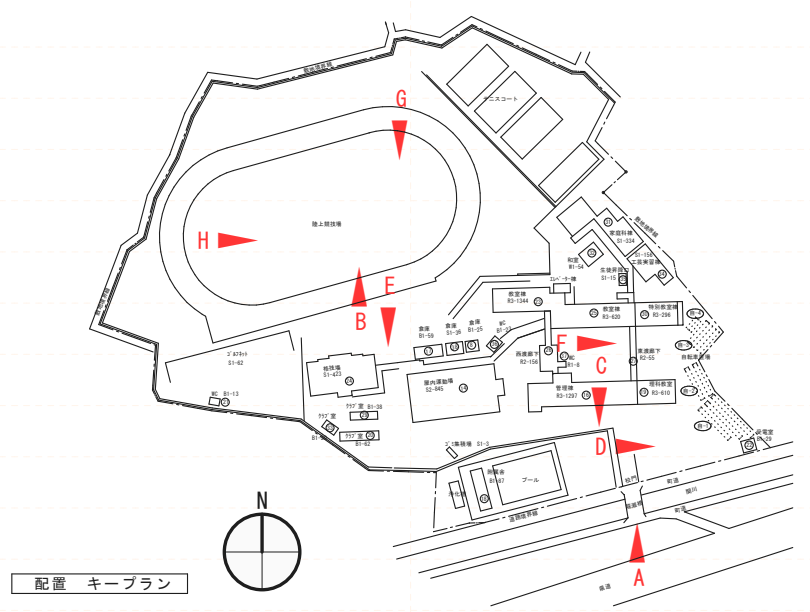
B 運動場から敷地北側を見る正門から管理棟を見る



C 旧管理棟から敷地南側を見る（敷地内水路）



D 正門付近から敷地東側の職員駐車場を見る



E 屋内運動場と武道場の間を見みる



F 西側渡り廊下から中庭の東方向を見る



G 運動場から南側（校舎・屋内運動場）を見る



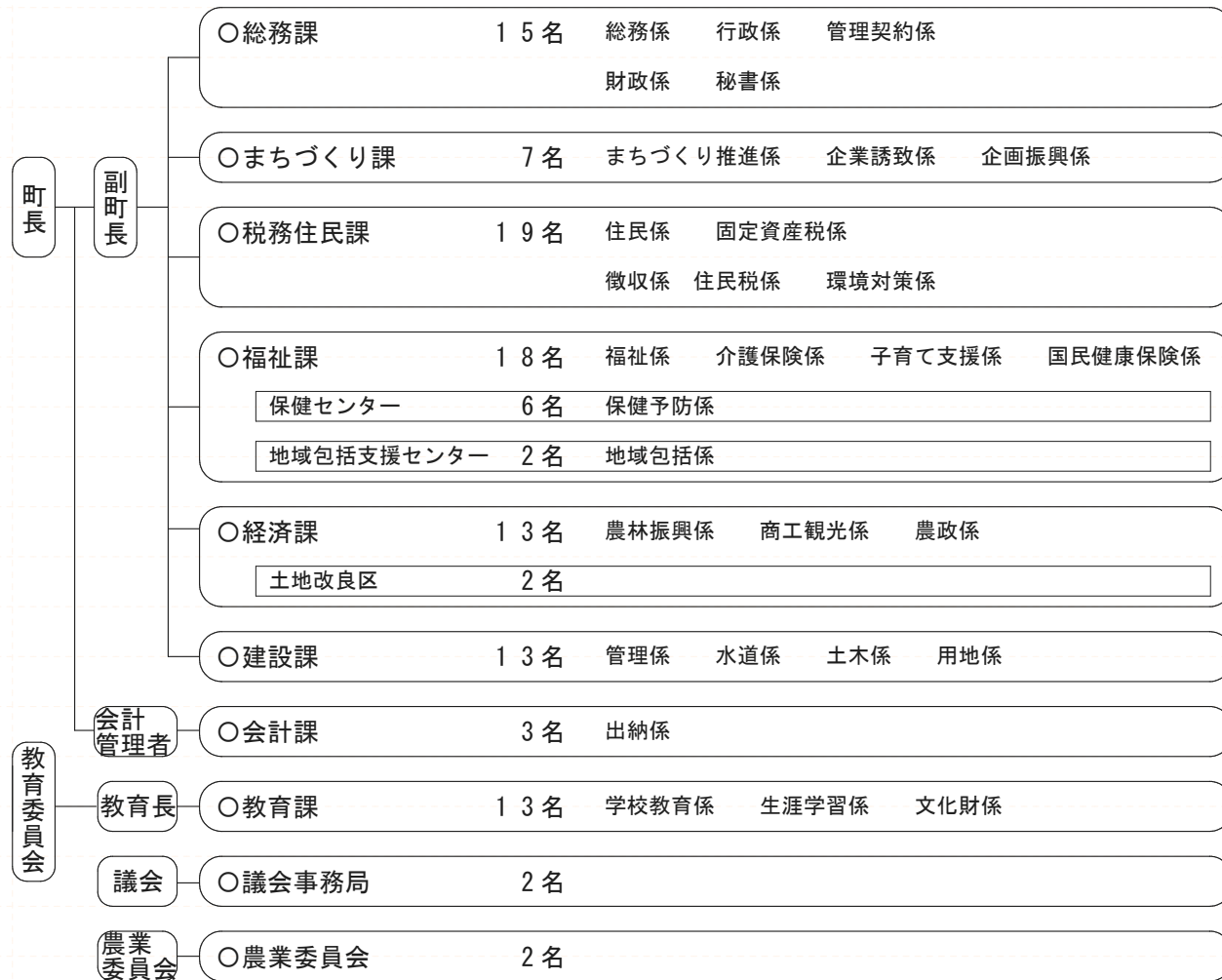
H 運動場から東側（校舎・屋内運動場）を見る



### 4-3. 新庁舎等の規模

#### (1) 算定的前提条件

##### ①庁舎の組織体制



上記の人数に、再任用職員、非常勤職員等を含め、計145人となります。

##### ②職員数、議員数

今後の基本計画を進めるにあたっての基本指標となる人数は下記のように職員数145名、議員数を12名と設定します。

	人数	説明
職員数	145人	新庁舎ができた場合の想定される組織に属する職員数
議員数	12人	平成29年度現在の議員定数

#### (3) 庁舎の規模

基本構想より、職員一人当たり31.5㎡/人と想定します。新庁舎の延床面積は、  
 $31.5 \text{ m}^2/\text{人} \times 145 \text{ 人} = 4,567.5 \text{ m}^2$   
 とします。

ただし、平成29年3月31日で閉校となった熊本県立南関高等学校の校舎（管理棟1,907㎡、教室棟2,524㎡）の全部若しくは一部を、庁舎機能として活用を図り、事業費等を最小限に抑えます。

#### (4) 駐車場の規模設定

現在の駐車台数は来庁者用で役場前に22台、公民館前に12台の合計34台あります。公用車は図書館下や役場別館横に38台駐車しています。一方、職員は御茶屋横とうから館の駐車場を利用しており、役場に職員駐車場がない状態です。公用車の車庫については、町長車と町民バスの車庫のみとなっています。

役場駐車場は、会議等が重なると満車になるため、来庁者の駐車に支障をきたしています。新庁舎では、来庁者用、職員、公用車、車いす使用者用駐車場の適正な台数を確保します。また、公用車の管理・長寿命化の観点から、必要台数の車庫を検討します。

種別	来庁者用	職員用	公用車用	合計
台数	100台	145台	38台	283台

#### 4-4. 配置計画

##### ○役場庁舎

旧南関高校の校舎を増改築し、庁舎として活用することで事業費を抑えます。また、町民の利便性向上のために、窓口業務は、増築部分に集約し、ワンストップサービスを図ります。

##### ○防災公園、駐車場の公園

防災公園を設け、災害等に対応した施設整備を行います。また、駐車場を併設することで、災害時には車中泊の対応、仮設テント、仮設住宅の建設スペース等に利用しやすい配置とします。

##### ○公共施設の建設用地

公共施設等を集約し、コンパクトなまちづくりを目指すため、今後、建替えが予想される公共施設等の建設用地を確保します。

##### ○新庁舎へのアクセス道路

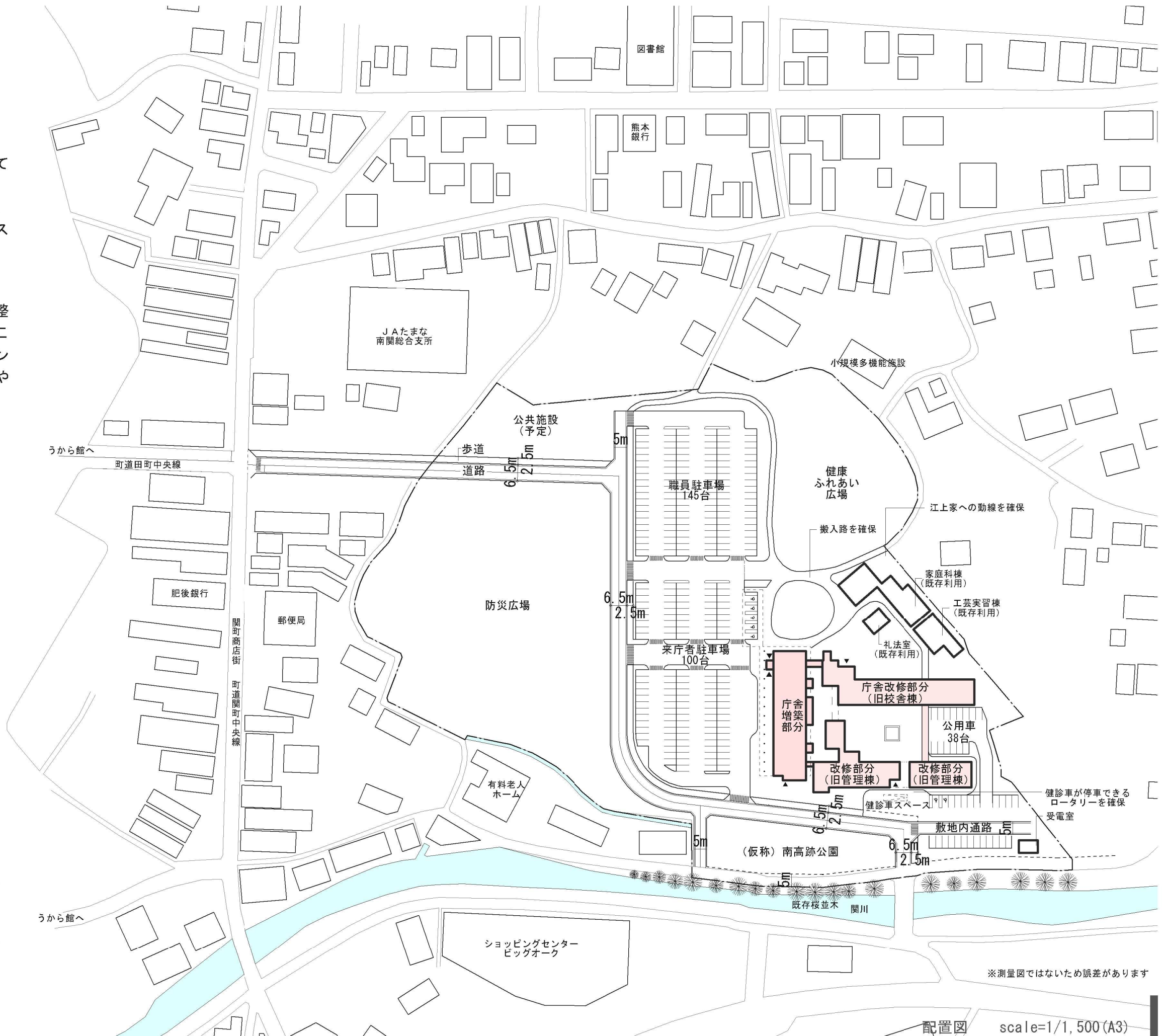
新庁舎へのアクセス道路は、町のコンパクトシティ構想（案）に基づく新庁舎周辺の活性化、新設する道路に係る事業費の比較検討、高校敷地内の有効かつ効率的な活用をすることを踏まえ、関町商店街を通る町道関町中央線と直角に交差している「うから館」から伸びる町道田町中央線の延長線が最も適していると判断し、路線を決定しました。

##### ○生涯学習や憩いの場

旧南関高校の家庭科棟、工芸実習棟、礼法室等を活用した生涯学習機能と憩いの場として健康ふれあい広場を整備します。

##### ○3つの広場

防災広場、健康ふれあい広場、桜広場は、基本設計時に住民の意見を取り入れた上で使い方等を検討していきます。

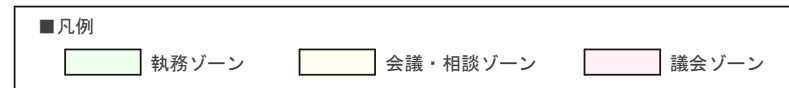
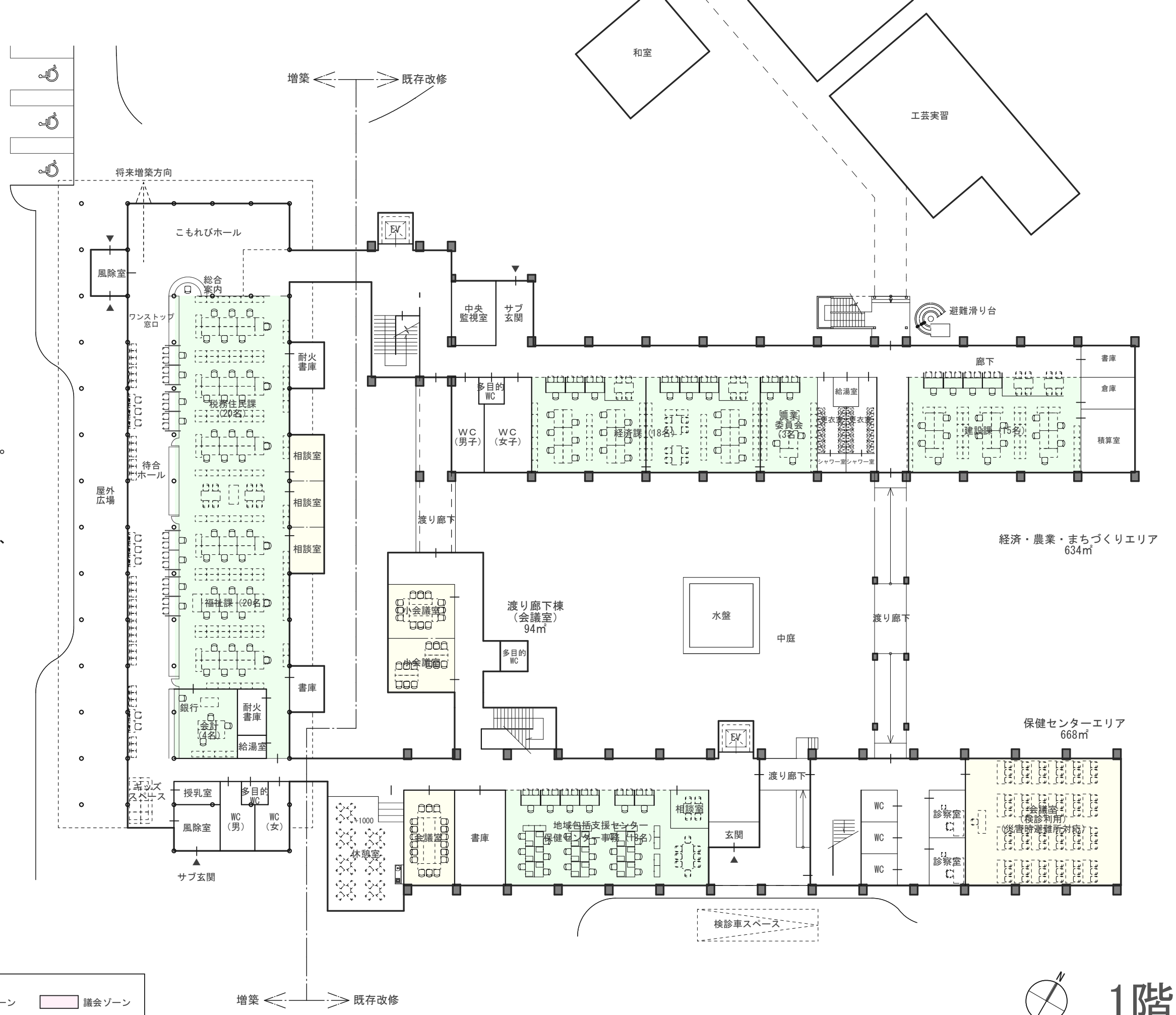




## 4-5. 平面計画

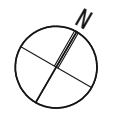
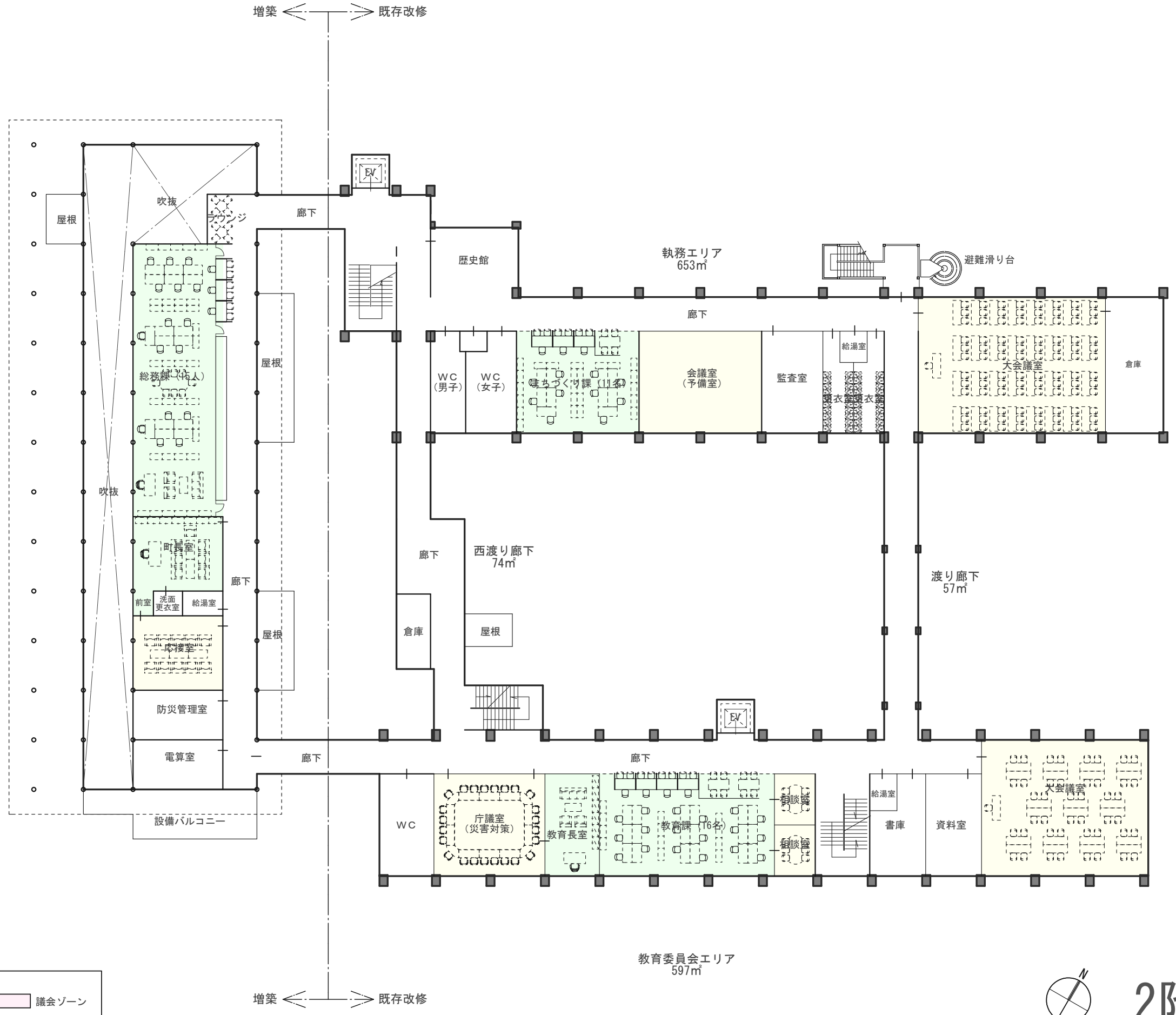
### ○1階平面

- ・1階は町民の利用が多い税務住民課や福祉課、会計課等の窓口部門を集約配置することにより、ワンストップサービスを図り、利便性の向上を目指します。
- ・既存の校舎（旧管理棟、校舎棟）は、経済課、農業委員会、建設課保健センター配置し、福祉課と保健センターはなるべく近い位置に配置することで、連携を高めます。
- ・庁舎内には授乳室やオストメイト対応多目的トイレ、キッズスペースなど、アメニティの充実を図り、誰もが使いやすい庁舎とします。
- ・保健センターには、検診利用を考慮した会議室や診察室、トイレ、外部には検診車が数台駐車可能なスペースを設け、検診がしやすい計画とします。
- ・1階の会議室は、災害時に、避難者を受け入れることができるように置き畳等を設けます。
- ・セキュリティに配慮し、職員玄関に隣接して、中央監視室を設置します。



○ 2階平面

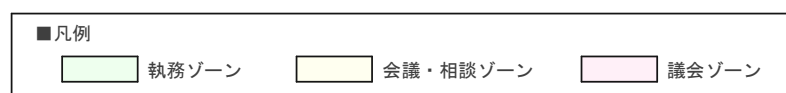
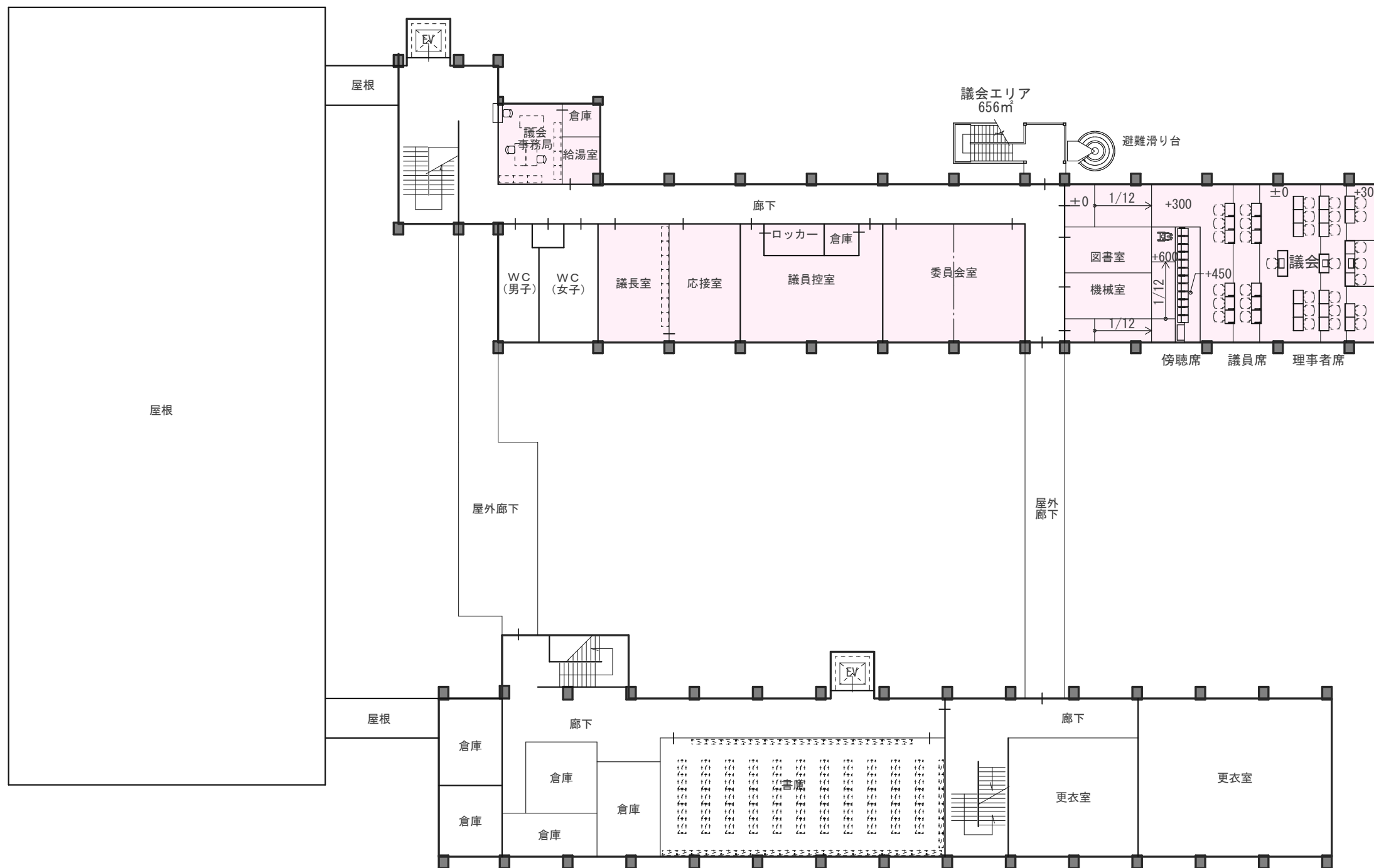
- ・ 増築棟の2階は、総務課や町長室、応接室、防災管理室、電算室など災害時の要となる機能や重要設備を配置します。
- ・ 既存校舎（旧管理棟、旧校舎棟）には、まちづくり課や教育課をはじめ、災害対策本部としても利用できる庁議室や会議室などの機能を配置します。
- ・ 旧南関高校の歴史や伝統を展示するスペースとして歴史館を計画します。



2階

○ 3階平面

- ・ 3階には、議会エリアと庁舎の書庫や倉庫などのバックヤードエリアをまとめたゾーニングとします。
- ・ 議会エリアは、旧校舎棟3階にまとめて計画し、利便性の高い配置とします。
- ・ 議場は、入口を2カ所設けることで、議員・執行部の動線と傍聴者の動線を分離できる計画とします。また、議場の座席配置や傍聴席との床の高低差については、基本設計にて検討します。
- ・ バックヤードエリアは、職員専用の書庫や倉庫とし、建物の改修等は必要最小限で済む計画とします。また、職員更衣など、行政活動をサポートするエリアも設けます。
- ・ エレベーターを2基設けることで、議場への動線と職員の書類運搬動線がスムーズにできるような計画とし、バリアフリーに対応した計画とします。



バックヤード  
(倉庫・更衣室等)  
597m



3階

#### 4-5. 平面計画

##### ○生涯学習機能について

既存家庭科棟と工芸実習棟、礼法室を活用した生涯学習機能を含めた庁舎整備を行います。

##### ○家庭科棟

昭和53年に建設された家庭科棟は、鉄骨造平屋建て、延床面積334㎡となっています。旧被服室と旧調理室、旧家庭科準備室から構成されています。

平成20年に耐震診断が行われ、構造耐震指標I s値0.64（Y方向） $\geq$ 0.6と補強が不要との結果が出ています。

今後の活用方法として、旧調理室は、料理教室として利用することや旧被服室では、集会・講演などができるよう活用方法を検討します。

##### ○工芸実習棟

昭和63年に設計された工芸実習棟は、鉄骨造平屋建て、延床面積164㎡となっています。

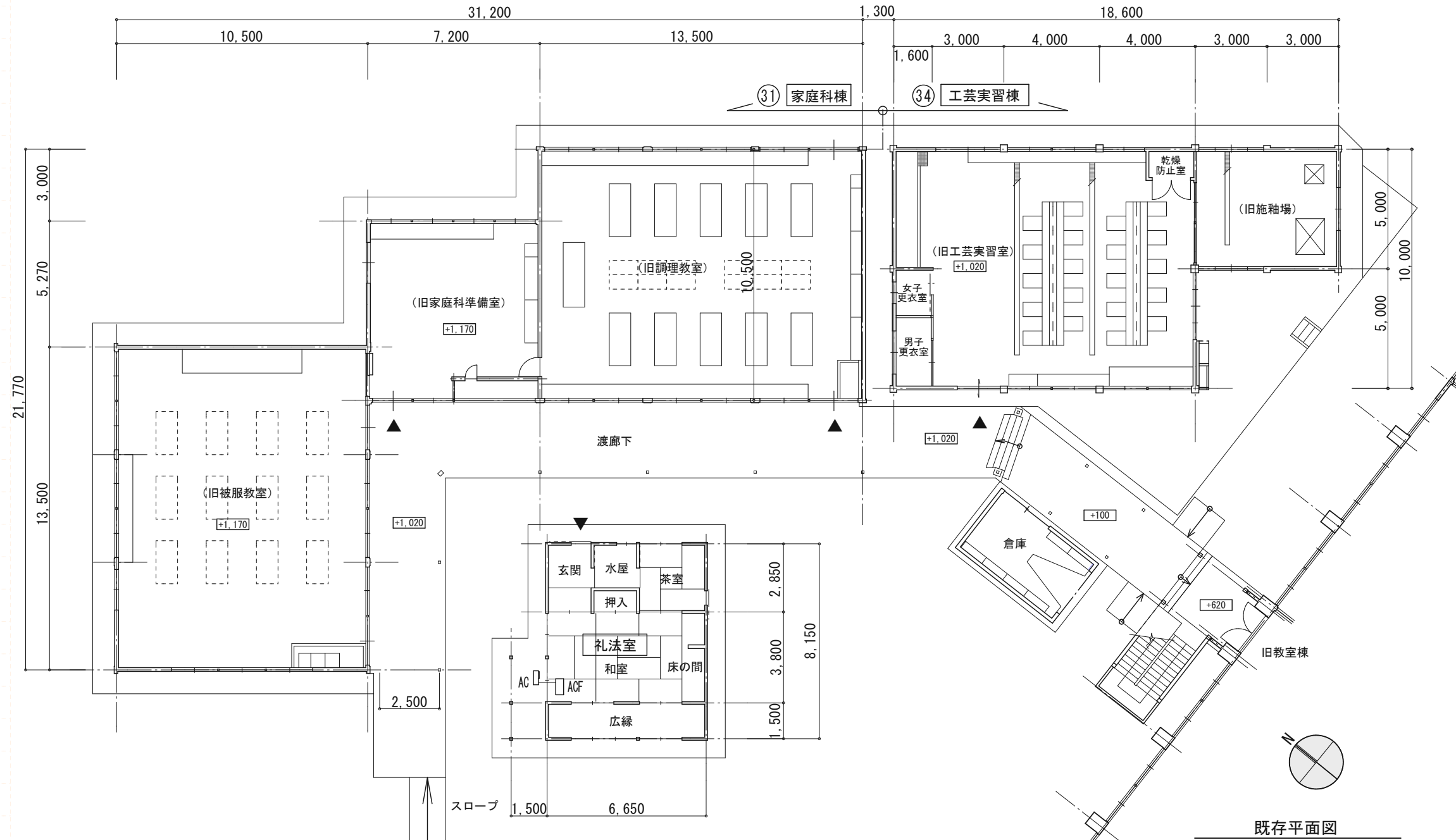
旧工芸実習棟、更衣室、乾燥室、旧施釉場から構成されています。

固定された大型機械等もあるため、機器等を含め活用方法を検討します。

##### ○礼法室

昭和52年に設計された礼法室は、木造平屋建て、延床面積54.19㎡となっています。

和室や水屋、茶室から構成されています。茶道教室の開催などを検討します。



旧被服室写真



旧調理室写真



旧礼法室写真



旧工芸実習室写真



#### 4-7. デザインの方針

外観デザイン等は旧南関高校校舎との調和を図りつつ、町のシンボルである力強い関所の門をモチーフにした外観又は、内装を検討します。

##### 旧南関高校について

- 柱型を強調した全体イメージに、階段室ボリュームを縦方向のアクセントとした立面。
- 学校校舎特有の安心・安定感ある均等スパンとサッシの配置。
- 学校の歴史を表す記念碑や絵などの作品が数多く保存されており、活用を検討する。

##### 南関町をイメージさせるモチーフについて

- 庁舎が位置する関町は古代から交通の要所であった。冠木門の力強さ。シンボル性。
- 木造は、人々にとって、親しみやすさ、温かみある外観。
- 大津山をはじめ、木々の緑や桜に囲まれた南関町。
- 伝統的工芸品である「小代焼」を取り入れた内装。



旧南関高校外観



冠木門のイメージ（大津山公園）



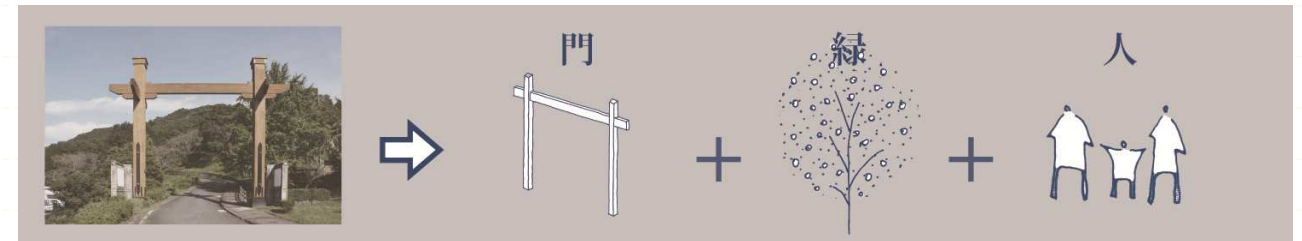
旧南関高校の歴史や作品のイメージ



小代焼のイメージ

##### ○コンセプトモデル

緑あふれる南関町に力強い関所の里が人々の憩いの場を創りだします。



##### ○その他について

- ・外観に木材を使用する場合、雨がかりのない箇所に使用を行う。
- ・深い庇をかけることにより、外壁の雨がかり面を極力減らし、メンテナンス性に配慮する。
- ・腰壁や柱脚など地面から雨はねのある個所には木材は使用しない。
- ・外部に面する木部は、構造芯材となる部分とは別に耐久層を設け、加圧式保存処理や木材保護塗料により十分な耐久性・耐候性を確保する。



4-8. 法チェック

本計画に関連する法規制は次のようになります。今後協議により変更となる可能性があります。

○建築基準法

物件名		南関町庁舎等建設基本計画及び基本設計業務委託				
項目	項目	チェック内容			計画	チェック
		法	令 告示、条例	要点		
集団規定等		第3章		都市計画区域外のため、該当せず	事務所	✓
単 体 規 定	敷地の安全・衛生	19条		衛生、安全性(がけ地条例、防湿、敷地排水)安全上の措置	○	✓
	大規模建築物	21条		主要構造部の防火性能(高さ>13m、軒高さ>9m)	最高高さ13m以下 軒高さ9m以下	✓
	外壁(木造)	23条		延焼ラインは土塗り壁以上	○	✓
	木造>1,000㎡	25条		延焼外壁・軒裏の防火構造、屋根不燃化	○	✓
	居室の採光	28条1項	19条3項	住宅1/7、その他1/5~10以上	○	✓
	居室の換気	28条2項		居室の床面積に対して、1/20以上必要。機械換気を設ける場合には換気計算書	○	✓
	火気室の換気	28条3項		特建く別表(1)>、火気使用室の換気設備(住宅以外は換気計算書)	○	✓
	シックハウス対策	28条の2		石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。	F☆☆☆☆ 使用	✓
	アスベスト	28条の2		吹付石綿、吹付ロックウールの使用禁止	既存解体時 確認	✓
	排煙設備		126条の2	「階数が3以上で延べ面積が500㎡超」	○	✓
	非常用照明		126条の4	「階数が3以上で延べ面積が500㎡超」	○	✓
	無窓居室 主要構造部	35条		採光1/20 or 開口部なければ不燃以上	○	✓
	居室の天井高	36条	21	居室の天井高さは2.1m以上	○	✓
	木造床高・防湿		22		○	✓
	廊下の幅	35条	119条	両側に居室の場合:1.6m以上、片側居室の場合1.2m以上	○	✓
	階段の幅		23~27条	けあげ20cm以下、踏面24cm以上、階段幅・踊り場幅1.2m以上、踊り場は高さ3m以内ごとに設ける	○	✓
	踊り場の位置・踏面		24	踊り場:学校・店舗・集会場等3m、その他4m以内毎、踏面1.2m以上	○	✓
	階段の手すり		25	階段に手すり設置、幅員≧3mの場合は中間にてすり	○	✓
	階段に代わる 傾斜路		26	勾配1/8、滑りにくい仕上げ	○	✓
	無窓居室		116の2	排煙1/50、採光1/20	○	✓
飲料水の配管設備		129の2の5- 2-⑥	給水タンクの6面点検(60cm)	○	✓	
延焼ライン開口部	2		防火戸、防火設備	○	✓	
竅穴区画		112条9項	避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜けとなっている部分、階段の部分で、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料でつくったもの。	○	✓	
区画近接の外壁等		112-10,11	幅90cmは準耐火構造又は防火設備 ※適用除外 50cm突出壁がある場合	○	✓	
防火上主要な間仕切り壁		114条	準耐火構造、小屋裏又は天井裏に達せしめる。建面300㎡超、けた行間隔12m以内に隔壁	○	✓	

廊下・ 避難階 ・出入 口	適用範囲		117	特建(1)~(4)・3F採光無窓居室・延べ面積1,000㎡超	○	✓
	客席からの出口		118	興行場では外開き	○	✓
	廊下の幅	35条	119条	両側に居室の場合:1.6m以上、片側居室の場合1.2m以上	○	✓
	直通階段		120~121 条の2	主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合、50m以下、その他の場合40m以下、居室及び避難通路の内装を準不燃材料としたものは、それぞれ+10m以下。重複区間の長さ25m、準不燃材料の場合+5m	○	✓
	避難階段		121条1項 6号口	5階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては200㎡、その他の階にあっては100㎡を超えるものは2以上の直通階段を設ける。主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物については2倍読みとする。	2つの直通 階段設置	✓
	屋外階段の構造		121-2	原則、直通階段で屋外に設ける木造は不可。	○	✓
	屋外への出口		125	避難階の歩行距離、興行場では外開き	○	✓
	施錠装置の構造		125-2	かぎなしで解錠	○	✓
	手摺>1.1m		126	屋上、バルコニー手摺高さ	○	✓

排 煙 設 備	設置		126の2	特建(1)~(4)500㎡、3Fかつ500㎡、排煙無窓居室、延べ面積1,000㎡の200㎡居室 ※適用除外有	3Fかつ500 ㎡	✓
	防煙区画≦500㎡		126の3-①	防煙壁(天井下50cm)で区画、告示30(S47)の基準	○	✓
	排煙口の不燃化		126の3-②	煙に接する部分是不燃材料	○	✓
	排煙口の位置		126の3-③	排煙区画部分→排煙口まで、距離30m(天井から80cm以内)	○	✓
	オペレーター		126の3-④、 ⑤	排煙口には手動開放装置を設置。位置は、壁とし、(クレセント含む)FL=80~150cm、天井設置FL1.8m	○	✓
	排煙口の常閉		126の3-⑥	通常は常閉、開放時は閉鎖のおそれのない構造	○	✓
非 常 用 照 明	設置		126の4	特建(1)~(4)500㎡、3Fかつ500㎡超、採光無窓居室、1,000㎡超建築物通路 ※適用緩和有	○	✓
	非常用照明の構造		126の5	予備電源、直接照明、床面1ルクス以上の照度	○	✓
	適用除外		H12告示 1411	避難階居室(屋外まで30m)又は直下・直上階居室(避難階段又は、屋外まで20m)	○	✓

内 装 制 限	内装制限	35条の2	128条の4	階数3F、500㎡超	○	✓
	特殊建築物の内装		129条	法別表第一(イ)欄(一)項、客席の床面積合計が400㎡以上のものに該当する場合:居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分は準不燃材料としなければならない。	○	✓
	昇降路	34条	129条の6	壁、出入口は難燃材料	○	✓

○消防法

物件名		南関町庁舎等建設基本計画及び基本設計業務委託				
番号	項目	チェック内容			計画	チェック
		法	令 告示、条例	要点		
1	防火対象物の用途			防火対象物(7)(S50.4.15消防予41・消防安41) (15)項 前各項に該当しない事業場	15項	✓
2	消火器		10条1	延べ面積300㎡以上で設置	要	✓
3	屋内消火栓設備		11条	延べ面積700㎡以上 耐火建築物とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3倍読み(2,100㎡)	要	✓
4	屋外消火栓設備			1階又は1階と2階の床面積の合計が耐火建築物9,000㎡以上、 準耐火建築物6,000㎡以上、その他3,000㎡以上	要協議	✓
5	スプリンクラー設置		12条	11階以上の階	不要	✓
7	動力消防ポンプ設備		20条1,2項	屋内・屋外消火栓設備の設置対象物	屋内:要	✓
8	自動火災報知設備		21条1項	延べ面積1,000㎡以上	要	✓
9	漏電火災報知設備		22条1項	延べ面積1,000㎡以上	要	✓
10	火災報知設備		23条1項	消防機関へ通報するもの延べ面積1,000㎡以上必要	要	✓
	非常警報器具・非常警報設備		24条	収容人員50人以上は非常ベル・自動式サイレン・放送設備	要	✓
11	避難器具		25条3	(15)項、階段が2以上設置 → 不要	要協議	✓
12	誘導灯・誘導標識		26条1	避難口誘導灯:1,000㎡以上小型設置、通路誘導灯:1,000㎡以上小型設置、客席誘導灯:誘導標識:設置	一部要	✓
13	消防用水		27条	敷地面積20,000㎡以上、かつ、延べ面積15,000㎡以上、ただし、 準耐火建築物は10,000㎡以上、その他5,000㎡以上で設置	不要	✓
14	排煙設備		28条の2	舞台部の床面積200㎡以上	不要	✓
13	連結散水設備		28条の2 規則第28条	地階の床面積の合計700㎡以上のもの	不要	✓
14	連結送水管		28条の2 規則第28条	1.地階を除く階数7以上 2.地階を除く階数が5以上で、延べ面積が6,000㎡以上 3.別表第1に掲げる防水対象物で道路の用に供される部分を有するもの。	不要	✓

○その他の法令について

- ・省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律） 届け出増築300㎡以上、増築後の面積1/2以下
- ・景観条例 建築面積1,000㎡以上は対象
- ・熊本県やさまち条例適合義務対象 特別特定建築物 1,000㎡以上

第5章 新庁舎整備の事業計画

5-2. 事業スケジュール

設計から、工事、運用開始までのスケジュールは次のようになります。なお、設計や協議内容により、変更する可能性もあります。

年月日	H29年度									H30年度									H31年度													
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
① 土地	譲渡協議 県との協議(審議会・議会) → 協定 → 譲渡																															
② 道路等	アクセス道路の線形決定 概略設計									用地・詳細測量設計・建物調査 → 用地買収 → 建物移転 → 実施設計									道路新設工事													
	補助金要望県協議 本要望									解体実施設計(体育館等) → 入札 → 既存解体工事																						
	道路事業予算編成 概略設計予算補正 → H30予算編成																															
③ 設計	基本計画 → 基本設計									実施設計 → 確認申請																						
	▼住民懇談会(予定) ▼ポーリング調査 ▼ワークショップ(1月中旬)																															
④ 庁舎建設	庁舎建設工事 駐車場・外構工事									入札									庁舎本体工事													
	補助金要望県協議 本要望																															
	庁舎等建設予算編成 概略設計予算補正 → H30予算編成																															
⑤ 打合せ等	庁内プロジェクト会議 第5回・第6回・第7回会議 → 第8回																															
	庁舎等建設委員会 第5回・第6回・第7回会議 → 第8回																															
	住民への公表等 基本計画説明会 → 基本計画公表 → 基本設計公表																															

※①土地、②道路は「庁舎建設及びコンパクトシティ構想タイムスケジュール」を参照  
 ※上記スケジュールは開発許可申請が必要な場合のスケジュールとなり、今後の熊本県との協議にて変更となる場合があります。